



茶生産販売対策強化事業

高品質茶の生産、生産量の拡大を支援します



輸出対応のための生葉の集約加工

セル苗改植による早期成園化

1次:令和8年3月30日～4月10日
2次:令和8年5月7日～6月5日
※応募状況により中止する場合があります

- (1)成果指標のうち1つ以上について、達成する見込みがあること。
- (2)さが園芸農業振興産地計画(園芸産地888計画)に位置付けられていること、又は策定をしていること
- (3)別に定める環境負荷低減クロスコンプライアンスチェックに取組むこと

区分	支援内容	要件など
茶生産 力強化 対策	①中切り更新園への石灰窒素素材の施用 補助率:4,500円/10a(定額)	・5戸以上の茶生産者を含む団体であること (代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約の定めがあること) ・10a以上の茶園において、中切り更新を行うこと ・1補助事業者当たりの補助金上限額を45,000円とする
	②新改植時のセル苗導入 補助率:1/2以内	・10a以上の茶園においてセル苗を用いた新植・改植を行うこと ・1事業主体当たりの補助上限額を1,000,000円とする
	③高品質茶生産に係る有機質等肥料の施用等 補助率:1/2以内	・5戸以上の茶生産者を含む団体であること (代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約の定めがあること) ・10a以上の茶園において、有機質等肥料の施用を行うこと ・施用した茶園について、全国的な品評会等への出品を行うこと ・有機質等肥料の施用は、上限32,500円/10aとし、1戸あたり補助上限を75,000円/10aとする 品評会等への出品等経費は上限12,000円とする
茶加工 体制強 化	④生葉の流動化による効率的な荒茶加工 補助率:10千円/10a(定額) ※ R7からの継続取組のみ公募	・茶生産者及び自ら茶加工を行う法人等が組織する団体であること ・2箇所以上の茶工場間において、荒茶加工の集約を図ること ・取組を3年以上継続する意向があること ・加工委託及び受入れを行うそれぞれの茶生産者等を含めた検討会を実施し、生産体制や栽培方法等について話し合いを実施すること ・受益面積1ha以上の茶園において摘採した生葉の流動化を行うこと ・新たに荒茶加工の受入れを行った生葉が摘採された面積を対象とする ・1事業主体当たりの補助上限額を1年目100万円、2年目50万円とする
	⑤生葉摘採面積の拡大 補助率:14,000円/10a(定額)	・④の取組を実施すること ・過去2年間に摘採を行っていない茶園において、令和5年度以降摘採を再開する場合(茶期ごとに区分すること)を対象とする ・10a以上の茶園において摘採面積の拡大を行うこと ・1事業主体当たりの補助上限額を700,000円とする
	⑥輸出茶専用工場設置 補助率:8,000円/10a(定額)	・④の取組を実施すること ・輸出対応防除暦又は有機栽培により生産された茶を集約して荒茶加工する茶工場を設置すること ・1事業主体当たりの補助上限額を400,000円とする

応募に必要な書類

(1) 申請時

計画書一式 及び 添付書類

(添付書類の例)

- ・団体の規約及び構成員名簿
- ・事業の実施を議決した総会資料及び議事録
- ・成果目標の根拠資料
- ・事業実施箇所位置図
- ・導入資材(石灰窒素素材、有機質等肥料、セル苗)の規格等が明らかになる書類
- ・輸出対応防除暦
- その他必要となる書類

(2) 実績報告

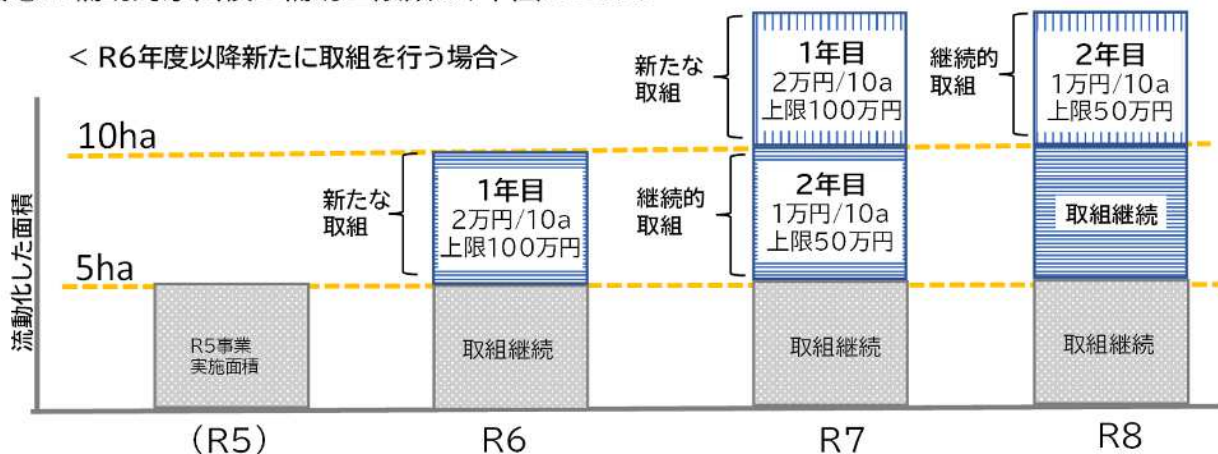
実績報告書一式 及び 添付書類

(添付書類の例)

- ・事業に要した経費が明らかとなるもの(納品書、領収書、振込伝票等)の写し
- ・取組を実施した茶園の状況が分かる写真(肥料等の散布後、新改植後)
- ・流動化の取組(生葉の生産状況、荒茶加工・販売状況)が明らかとなるもの(生産履歴・生葉受入台帳・出荷台帳の写し等)
- ・活動内容が明らかとなる写真や資料等(検討会、研修会、総会資料等)
- その他必要となる書類

④生葉流動化による効率的な荒茶加工の補助対象面積の考え方

支援内容④の補助対象面積と補助上限額は、下図のとおり



応募から採択までの流れ

(1)事業計画書の作成

事業計画書の様式については、佐賀県のホームページからダウンロードするか、下記お問い合わせ先に御連絡下さい

(2)応募先

事業計画書と添付書類を最寄りの農業振興センター農業企画課(杵藤農林事務所管内は藤津農業振興センター)に提出してください

(3)支援対象事業の選定

以下により補助事業者の選定を行います

- ① 事業の要件を満たしていること
- ② 茶栽培面積の拡大を伴う取組であること
- ③ より高い成果目標が設定されていること

〔申請の流れ〕



詳細については、補助金交付要綱を御確認ください。

お問い合わせ先 (各農林事務所地域農業振興センター農業企画課)

佐城農業振興センター TEL:0952-45-8881

西松浦農業振興センター TEL:0955-23-5106

三神農業振興センター TEL:0952-52-1231

藤津(杵島)農業振興センター TEL:0954-63-5115

東松浦農業振興センター TEL:0955-73-9347

佐賀県農林水産部 園芸農産課 果樹・花き担当(花き特産班)

住所:〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

TEL:0952-25-7119 メールアドレス:engeinousan@pref.saga.lg.jp